

○静岡市母子家庭等医療費助成規則

平成15年4月1日

規則第114号

改正 平成16年11月30日規則第93号

平成17年3月31日規則第80号

平成18年3月8日規則第58号

平成20年10月31日規則第144号

平成21年3月31日規則第44号

平成21年8月27日規則第82号

平成24年3月30日規則第44号

平成24年11月29日規則第93号

平成25年12月27日規則第81号

平成28年3月31日規則第46号

平成28年6月28日規則第85号

(目的)

第1条 この規則は、母子家庭の母、父子家庭の父等に医療費を助成することにより、その生活の安定と健康の保持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「母子家庭の母」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、現に児童(20歳の誕生日の前日が属する月の末日までの児童をいう。以下同じ。)を養育し、かつ、監護しているものをいう。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

第3号から第7号までにおいて同じ。)と死別した女子であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。次号において同じ。)をしていないもの

(2) 離婚した女子であつて、現に婚姻をしていないもの

(3) 配偶者の生死が引き続き1年以上(船舶及び航空機の遭難にあつては3月以上)明らかでない女子

(4) 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている女子

(5) 配偶者が海外にあるため、引き続き1年以上その扶養を受けることができない女子

(6) 配偶者が精神又は身体の障害(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)別表第

- 2に定める程度の障害の状態をいう。以下同じ。)により長期にわたって労働能力を失っている女子
- (7) 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されているため、その扶養を受けることができない女子
- (8) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの
- (9) 配偶者(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第3項に規定する配偶者をいう。)が同法第10条第1項の規定による命令(女子の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた当該女子
- 2 この規則において「父子家庭の父」とは、前項第1号から第7号まで及び第9号の規定中「女子」を「男子」と読み替えて適用した者又は同項第8号の規定中「母」を「父」と、「女子」を「男子」と読み替えて適用した者であって、現に児童を養育し、かつ、監護しているものをいう。
- 3 この規則において「父母のない児童」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 父母と死別した児童
- (2) 父母の生死が引き続き1年以上(船舶及び航空機の遭難にあつては3月以上)明らかでない児童
- (3) 父母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (4) 父母が海外にあるため、引き続き1年以上その扶養を受けることができない児童
- (5) 父母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている児童
- (6) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されているため、その扶養を受けることができない児童
- 4 この規則において「養育者」とは、民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)であって、現に父母のない児童を養育し、かつ、監護しているものをいう。この場合において、養育し、かつ、監護する者が2人以上あるときは、主として当該児童の生計を維持するものを養育者とする。
- 5 この規則において「健康保険法等」とは、次に掲げる法律をいう。
- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

6 この規則において「医療機関等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 健康保険法第63条第3項第1号及び国民健康保険法第36条第3項に規定する保険医療機関又は保険薬局
- (2) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条の規定により、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者で、健康保険法等の規定に基づき療養の給付を取り扱うもの
- (3) 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第3条の規定により柔道整復師の免許を受けた者で、健康保険法等の規定に基づき療養の給付を取り扱うもの

（平16規則93・平21規則82・平24規則93・平25規則81・一部改正）

（助成の対象者）

第3条 医療費の助成の対象となる者（以下「助成の対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者（進学等の事由により本市に住所を有しない児童を含む。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 母子家庭の母又は父子家庭の父であって、健康保険法等の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であるもの
- (2) 前号に規定する母子家庭の母又は父子家庭の父に現に養育され、かつ、監護されている児童であって、健康保険法等の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であるもの
- (3) 本市の区域内に住所を有する養育者に現に養育され、かつ、監護されている父母のない児童であって、健康保険法等の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象者としな

- (1) 助成の対象者、養育者又は助成の対象者（母子家庭の母又は父子家庭の父に限る。）と生計を同じくする同居の扶養義務者の前年の所得（1月から6月までの申請にあつては、前々年の所得とする。）について、所得税法（昭和40年法律第33号）により所得税を課せられているとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された年少扶養控除及び16歳以上19歳未満の特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による影響額を生じさせないための方法として市長が別に定めるところにより計算して得られる税額が0円になるとき。

イ第2条第1項第8号（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に該当する者を所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦又は同項第31号に規定する寡夫とみなして、同法第81条及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の17の規定の例により計算して得られる税額が0円になるとき。

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の規定による医療扶助を受けているとき。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成の対象者としな

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条第1項の規定により、助産施設において助産が行われている者

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている児童

(3) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、児童福祉施設（知的障害児通園施設を除く。）に入院している児童又は同条第2項の規定により、指定医療機関に入院し、治療等を委託されている児童

(4) 少年法（昭和23年法律第168号）第24条第1項第3号の規定により、少年院に送致されている児童

（平16規則93・平21規則44・平24規則44・平28規則85・一部改正）

（助成の額）

第4条 医療費の助成額は、助成の対象者が健康保険法等の規定による療養の給付を受け、又は受けるべき療養につき、健康保険法等の規定に基づく療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法等に定める給付額及び他の法令の規定により、国又は地方公共団体が負担する療養に要する費用の額を控除して得た額（以下「一部負担金」という。）とする。ただし、助成の対象者（その者が前条第1項第2号又は第3号の規定に該当する児童であるときは、当該児童を養育し、かつ、監護している父母又は養育者）が当該療養につき現に支払った金額を超えない額とする。

2 前項の一部負担金について、健康保険組合等の規約若しくは定款に定める一部負担還元金若しくは付加給付又は他の規則等に基づく医療費の助成があるときは、その額を助成額から控除する。

（平16規則93・一部改正）

（助成の申請）

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、健康保険法等に基づく被保険者証、組合員証又は高齢受給者証（以下「被保険者証等」という。）及び所得税を課せられていないことを証

する書類を提示し、母子家庭等医療費助成金受給者証交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を併せて添付しなければならない。

(1) 申請者が他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に本籍を有するとき 戸籍謄本

(2) 申請者が養育し、かつ、監護している児童が他の市町村の区域内に住所を有するとき 当該児童の属する世帯の全員の住民票の写し

(3) 次に掲げるとき 申立書

ア申請者が養育し、かつ、監護している児童と別居しているとき。

イ申請者が第2条第1項第3号から第5号まで若しくは第8号又は同条第4項の規定に該当する者であるとき。

(4) 申請者が第2条第1項第6号又は同条第3項第5号の規定に該当する者であるとき 配偶者又は父母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っていることを証する書類

(5) 申請者が一部負担還元金又は付加給付を受けているとき 一部負担還元金又は付加給付に関する証明書（様式第2号）

2 前項各号に規定する書類について、市長が他の方法により確認することができるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該書類の添付を省略することができる。

（平21規則82・一部改正）

（受給者証の交付等）

第6条 市長は、前条の規定により申請した者又は当該申請した者が養育し、かつ、監護している児童が助成の対象者に該当すると認めたときは、母子家庭等医療費助成金受給者証（様式第3号。以下「受給者証」という。）を申請者に交付する。

2 前項の規定により交付される受給者証の有効期間は、第7条に規定する医療費の助成期間の開始の日に始まり、その日以後の最初の6月30日に終わるものとする。

3 市長は、前条の規定により申請した者又は当該申請した者が養育し、かつ、監護している児童が助成の対象者に該当しないと認めたときは、母子家庭等医療費助成金受給者証交付申請却下通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（平16規則93・一部改正）

（助成期間）

第7条 医療費の助成期間は、第5条の規定による申請書の提出を受けた日の翌日から受給対

象者が助成の対象者に該当しなくなった日までとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該助成期間の始期を変更することができる。

(平16規則93・旧第8条繰上)

(助成金支給の申請等)

第8条 受給者は、医療費の助成額（以下「助成金」という。）の支給を受けようとするときは、受給対象者が診療を受けた月分ごとに、母子家庭等医療費助成金支給申請書（様式第5号）に医療機関等が記載した保険診療等領収証明書又は領収書（診療報酬等の明細が明確であるものに限る。）を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受給者が医療機関等に被保険者証とともに受給者証を提示し、診療を受けたときは、当該医療機関は当該診療について当該受給者が診療を受けた月分ごとに母子家庭等医療費明細書（様式第5号の2）により市長に通知するものとし、市長は当該通知があったときは前項の申請書の提出があったものとみなす。

3 前2項の規定による母子家庭等医療費助成金支給申請書の提出又は母子家庭等医療費明細書の通知については、受給対象者が診療を受けた月の翌月20日までに行わなければならない。

4 診療を受けた月分に係る助成金の支給を受ける権利は、その翌月の初日から起算して1年間、第1項の規定による申請書の提出又は第2項の規定による医療機関からの通知がなかったときは、消滅するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該起算日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 医療機関からの一部負担金の請求が遅延した場合 当該請求のあった日の翌日

(2) 受給者が災害その他のやむを得ない理由により第1項の規定による申請書の提出又は第2項の規定による医療機関からの通知が遅延した場合 当該やむを得ない理由がやんだ日の翌日

(平16規則93・旧第9条繰上・一部改正)

(助成金の支給)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出又は第2項の規定による医療機関からの通知を受けたときは、助成金の額を決定し、受給者に支給する。この場合において、受給者の死亡等により受給者に支給することができないときは、同居の親族に支給することができる。

(平16規則93・旧第10条繰上・一部改正)

(受給者証の更新)

第10条 第6条第2項に規定する受給者証の有効期間の経過後においても引き続き受給対象者

につき医療費の助成を受けようとする受給者は、当該有効期間内の6月1日から同月30日までの間に、母子家庭等医療費助成金受給者証更新申請書(様式第6号)に受給者証を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請書には、その年の6月1日(第6条第2項に規定する受給者証の有効期間内に6月1日を含まない場合にあっては、当該申請書を提出しようとする日)における受給対象者の現況を記載しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による更新の申請に係る受給対象者が助成の対象者に該当すると認めるときは、その年の7月1日から翌年6月30日までの有効期間の受給者証を当該申請を行った受給者に交付する。
- 4 前3項の規定は、前項に規定する更新後の有効期間の経過後における更新手続について準用する。

(平16規則93・旧第11条繰上)

(変更届出書の提出等)

第11条 受給者は、受給者又は受給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者証等を提示し、母子家庭等医療費助成金受給者証交付申請事項変更届出書(様式第7号)を速やかに市長に提出しなければならない。この場合において、第1号に該当するときは受給者証を、第2号及び第3号に該当するときは一部負担還元金又は付加給付に関する証明書を添付しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 個人番号が変更されたとき。
- (3) 加入している医療保険を変更したとき。
- (4) 一部負担還元金又は付加給付の内容に変更があったとき。
- (5) 一部負担金の割合に変更があったとき。
- (6) 支払希望金融機関を変更しようとするとき。
- (7) 同居する親族に変更があったとき。
- (8) 同居する親族の個人番号が変更されたとき。

- 2 受給者は、医療費の支給理由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(平16規則93・旧第12条繰上、平28規則46・一部改正)

(受給資格喪失届出等)

第12条 受給者は、受給対象者が助成の対象者に該当しなくなったときは、母子家庭等医療費

助成金受給資格喪失届出書（様式第8号）に受給者証を添付して、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 受給対象者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条に規定する死亡の届出義務者がその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前2項の届出がない場合において、住民基本台帳等によって受給対象者が助成の対象者に該当しなくなったことが明らかなきときは、職権に基づいて喪失の手続をとるものとする。
- 4 市長は、第1項及び前項の規定により受給対象者が助成の対象者に該当しなくなったと認めるときは、母子家庭等医療費助成金受給資格喪失通知書（様式第9号）により受給者に通知する。

（平16規則93・旧第13条繰上）

（受給者証の再交付）

第13条 受給者証の紛失又は損傷等の理由により、受給者証の再交付を受けようとする者は、母子家庭等医療費助成金受給者証再交付申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（平16規則93・旧第14条繰上）

（資格の取消し）

第14条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る受給対象者につき、助成の対象者としての資格を取り消す。この場合において、その資格を取り消された受給対象者に係る受給者は、直ちに受給者証を市長に返還しなければならない。

（1）偽りその他不正の手段により受給者証の交付を受けたとき。

（2）正当な理由がなく、第11条（第1項第5号を除く。）の規定による届出を怠ったとき。

- 2 市長は、前項の規定により、助成の対象者としての資格を取り消したときは、母子家庭等医療費助成金受給資格取消通知書（様式第11号）により資格を取り消された受給対象者に係る受給者に通知する。

（平16規則93・旧第15条繰上・一部改正）

（助成金の返還）

第15条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者に対し、既に支給した助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 2 市長は、前項の規定により、助成金の全部又は一部の返還を命ずるときは、母子家庭等医療費助成金返還命令書（様式第12号）により行う。

- 3 市長は、受給者が助成すべき額を超えて助成金の支給を受け、又は助成すべきでない助成金の支給を受けたときは、その者に当該超える額に相当する金額又は助成すべきでない額に相当する金額を返還させることができる。

(平16規則93・旧第16条繰上・一部改正)

(損害賠償との調整)

第16条 市長は、受給対象者がその療養に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の額に相当する金額を返還させる。

- 2 市長は、前項の規定により、損害賠償との調整を行うときは、母子家庭等医療費助成金支給調整通知書(様式第13号)により受給者に通知する。

(平16規則93・旧第17条繰上)

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平16規則93・旧第18条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の静岡市母子家庭等医療費助成規則(昭和55年静岡市規則第10号)又は清水市母子家庭等医療費助成規則(昭和55年清水市規則第6号)(次項においてこれらを「合併前の規則」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 合併前の規則に定める様式に基づき作成した用紙は、施行日以後においても当分の間、調整して使用することができる。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 4 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町母子家庭等医療費助成事業実施要綱(平成16年蒲原町要綱第4号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平18規則58・追加)

- 5 蒲原町の編入の際、現に編入前の蒲原町において発行した受給者証は、平成18年6月30日

まで使用することができる。

(平18規則58・追加)

(由比町の編入に伴う経過措置)

- 6 由比町の編入の日(次項において「編入日」という。)の前日までに、編入前の由比町母子家庭等医療費助成要綱(平成6年由比町告示第29号。次項において「編入前の要綱」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20規則144・追加)

- 7 市長は、編入日の前日までに、編入前の由比町において編入前の要綱第5条第2項の規定による受給者証の交付を受けている者に対し、第5条及び第6条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する受給者証を編入日に交付する。

(平20規則144・追加)

附 則(平成16年11月30日規則第93号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市母子家庭等医療費助成規則の様式により提出されている文書は、改正後の規則の相当様式により提出された文書とみなす。

附 則(平成17年3月31日規則第80号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月8日規則第58号)

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成20年10月31日規則第144号)

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第44号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年8月27日規則第82号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第44号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市母子家庭等医療費助成規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成24年11月29日規則第93号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日規則第81号）

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第46号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市母子家庭等医療費助成規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市母子家庭等医療費助成規則の相当様式により提出された文書とみなす。

- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成28年6月28日規則第85号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

母子家庭等医療費助成金受給者証交付申請書

(宛先) 静岡市長

年 月 日
-------

次のとおり、母子家庭等医療費助成金受給者証の交付を申請します。

申請者	フリガナ氏名			住所	電話 —		
	性別	男・女	生年月日	・	1月1日現在の住所		
	個人番号		1 同上		2 その他		
	児童との続柄		父・母・				
	勤務先	電話 —		本籍			
	振込金融機関 (本人名義)			加入医療保険			年分
	所得税額						
	金融機関名	支店名		支店記号	番号	円	
	口座番号	被保険者氏名		生活保護の受給		有 ・ 無	

氏名	個人番号	続柄	性別	生年月日	同居・別居 (別居先住所)	所得税額
児童全員			男・女	・	同居・別居 ( )	
			男・女	・	同居・別居 ( )	
年齢順			男・女	・	同居・別居 ( )	
			男・女	・	同居・別居 ( )	
			男・女	・	同居・別居 ( )	
			男・女	・	同居・別居 ( )	

氏名	生年月日	母子家庭等となった年月日及び理由
父	・	1 離婚 2 遺棄 3 死亡 4 拘禁 5 障害
母	・	6 生死不明 7 未婚 8 海外 9 その他

同居の親族	氏名	個人番号	続柄	勤務先名	所得税額

受付年月日	・
受付番号	
認定年月日	・

住所検索	所得税	入力	交付	児扶手番号

- (注)
- 1 太線の中のみ記入してください。
  - 2 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。

様式第2号その1(第5条関係)

		受給者証番号			
申請者記入欄	一部負担還元金内容証明願				
	保険者名		記号		番号
	静岡市が実施している母子家庭等医療費の助成金申請のため、被保険者(組合員)について一部負担還元金の内容を証明してください。				
	年 月 日 保険者又は事業主 様 被保険者 住所 (組合員) 氏名				
保険者記入欄	一部負担還元金内容証明書				
	(算式)				
	上記のとおり証明します。 年 月 日 保険者又は 所在地 事業主 名称 代表者				

様式第2号その2(第5条関係)

		受給者証番号				
申 請 者 記 入 欄	付加給付(家族療養付加金・合算高額療養付加金)内容証明願					
	保険者名		記号		番号	
	被 扶 養 者	氏名	続柄	生年月日	備考	
				・	・	
				・	・	
			・	・		
静岡市が実施している母子家庭等医療費の助成金申請のため、被保険者(組合員)及び上記被扶養者について付加給付の内容を証明してください。 年 月 日 保険者又は事業主様 被保険者 住所 (組合員) 氏名 ㊟						
保 険 者 記 入 欄	付加給付(家族療養付加金・合算高額療養付加金)内容証明書					
	(算式)					
上記のとおり証明します。 年 月 日 保険者又は事業主 所在地 業 主 名称 代表者 ㊟						

様式第3号(第6条関係)

(表)

母子家庭等医療費助成金受給資格者 (下記に記載の者が対象です)				
氏名	性別	生年月日	受給者 との続柄	備考

  

㊦ 母子家庭等医療費助成金受給者証	
公費負担者番号	
受給者番号	
受給申請者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	
摘要	
発行機関名 及び印	静岡市長 <span style="float: right;">㊦</span>
交付年月日	

(裏)

受 給 者 の 方 へ

- 1 この証は、あなたが医療費の助成を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2 医療機関等で診察を受ける時は、この証を必ず被保険者証と一緒に医療機関等の窓口に掲示してください。
- 3 医療費の自己負担分は、医療機関等の窓口でいったんお支払いください。
- 4 この証は、静岡県外の医療機関では使用できません。  
県外の医療機関で受診した時は、保険診療の領収書を添えて、静岡市へ助成金の交付申請をしてください。
- 5 次の場合は、必ず静岡市へ届け出てください。
  - (1) 母子家庭等でなくなったとき。
  - (2) 生活保護を受けたとき。
  - (3) 加入医療保険に変更があったとき。
  - (4) 受給資格者が死亡したとき。
  - (5) 氏名又は住所を変更したとき。
- 6 県内の他の市町村へ転出した場合は、転出先の市町村で新たに受給者証の申請をしてください。
- 7 この証を破損したり、紛失したときは、再交付を受けてください。
- 8 受給資格がなくなったときは、速やかに返還してください。
- 9 有効期間を過ぎたときは、速やかに返還して更新交付を受けてください。

医 療 機 関 の 方 へ

- 1 (制度概要)  
母子家庭等医療費助成は、当該制度の受給者(以下、「受給者」という。)が医療を受けるために必要な費用(以下「自己負担分」という。)を静岡市が助成する制度です。
- 2 (助成対象者)  
当該制度の対象児童年齢は、20歳の前日が属する月までの年齢の児童と、その児童を養育する母子家庭の母及び父子家庭の父で一定の要件を満たし静岡市長が認定した者です。
- 3 (助成方法)  
助成方法は、受給者が静岡県内の医療機関を受診した際、当該医療に要した医療費の自己負担分を医療機関会計窓口で支払い、この結果を医療機関の報告に基づき当該受給者証発行元の静岡市が受給者に、当該自己負担分を還付する方式(自動償還方式)です。
- 4 (受給者証の確認)  
医療機関受診当日、受給者証を持っていない受給者については、国保連合会あての「母子家庭等医療費明細書」の取扱い対象者には含めないでください。
- 5 (有効期間の確認)  
この制度の受給資格者は、表面の「母子家庭等医療費助成金受給資格者」に記載されている有効期間内の者ですので、医療機関窓口で当受給者証の提示を受けたときは、必ず該当受給資格者の有効期間の確認をお願いします。

様式第4号(第6条関係)

様

静岡市長 氏

第 年 月 日  
号 名 印

母子家庭等医療費助成金受給者証  
交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった母子家庭等医療費助成金受給者証の交付  
については、次の理由により却下したので通知します。

記

却下の理由	
備考	

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第5号(第8条関係)

母子家庭等医療費助成金支給申請書					
受給者	(宛先)静岡市長				
	年 月 日				
記入欄	受給者証番号		住所 受給者氏名 ⑩ 電話番号 —		
	次のとおり申請します。なお、この申請に関し、医療機関及び保険者に対し必要な情報を市が調査することについて同意します。				
記入欄	診療等を受けた者	氏名	加入医療保険	保険者名	
		生年月日		記号	
				番号	
	診療期間	年 月 日～ 月 日		付加給付等の有無	有・無
	傷病名		損害賠償の有無	有・無	

保険診療等領収証明書			
医療機関等記入欄	保険点数	点	保険診療による自己負担額 円
	診療内容	入院・通院・処方せん	受診日数 日
	診療期間	年 月 日～ 月 日	
		年 月 日	所在地 医療機関等 名称 代表者 ⑩

市記入欄	自己負担額	付加給付一部負担還元金	他の医療費	支給額
	円	円	円	円
	市県民税課税状況	年度 課税・非課税	損害賠償の有無	有・無
	付加給付(家族・合算) } の算式 一部負担還元金			

(注) 太線の中だけを記入してください。

様式第5号の2(第8条関係)その1

(宛先)静岡市長

公費負担者番号									

No. \_\_\_\_\_

医療機関コード									

年 月 分 母子家庭等医療費明細書  
 下記のとおり通知する。 年 月 日

保険医療機関の所在地、名称及び開設者氏名  
 ㊦

No.	1 入院 2 通院 受給者番号	受給者氏名	生年月日			一部負担割合	診療日数 日	保険総点数 点	窓口徴収額 円	備考
			年	月	日					
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
小 計			件							
合 計			件							

(注)

- 「一部負担割合」欄には、一部負担が2割の場合にあつては「2」、3割の場合にあつては「3」を記入してください。
- 「窓口徴収額」欄には、受給者が窓口で支払った保険診療に係る自己負担額を記入してください。
- 更生医療等公費負担があり、所得に応じた自己負担上限額のみ窓口で徴収した場合には、当該自己負担額を「窓口徴収額」欄に記入してください。

様式第5号の2(第8条関係)その2

(宛先)静岡市長

公費負担者番号									

No. \_\_\_\_\_

医療機関コード									

年 月 分 母子家庭等医療費明細書

保険医療機関の所在地、名称及び開設者氏名

下記のとおり通知する。 年 月 日

㊦

4 調剤										
No.	受給者番号	受給者氏名	生年月日			一部負担割合	処方箋回数枚	保険総点数	窓口徴収額円	備考
			年	月	日					
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
小 計			件							
合 計			件							

(注)

- 「一部負担割合」欄には、一部負担が2割の場合にあつては「2」、3割の場合にあつては「3」を記入してください。
- 「窓口徴収額」欄には、受給者が窓口で支払った保険診療に係る自己負担額を記入してください。
- 長期特定疾病等公費負担があり、法定の自己負担上限額のみ窓口で徴収する場合には、当該自己負担額を「窓口徴収額」欄に円単位で記入してください。

様式第5号の2(第8条関係)その3

(宛先)静岡市長

公費負担者番号									

No. \_\_\_\_\_

施術所コード

年 月 分 母子家庭等医療費明細書  
下記のとおり通知する。 年 月 日

施術所の所在地、名称及び柔道整復師の氏名  
㊦

6 柔整師										
No.	受給者番号	受給者氏名	生年月日			一部負担割合	実日数 日	施術料の総額 円	窓口徴収額 円	備考
			年	月	日					
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
小 計						件				
合 計						件				
(注) 1 「一部負担割合」欄に、一部負担が2割の場合にあつては「2」、3割の場合にあつては「3」を記入してください。 2 「窓口徴収額」欄には、受給者が窓口で支払った保険診療に係る自己負担額を記入してください。 3 受領委任する場合は、必ず受領委任欄に記入してください。						受領委任		上記の母子家庭等医療費の報告に係る事務取扱手数料の受領を下記の者に委任します。 年 月 柔道整復師氏名 団体名及び代表者名 ㊦		

様式第6号(第10条関係)

母子家庭等医療費助成金受給者証更新申請書

(宛先)静岡市長

年	月	日
受給者証番号		

次のとおり、受給対象者の現況を記載の上、母子家庭等医療費助成金受給者証の更新を申請します。

なお、申請事項に関し、税務情報その他助成金の支給に必要な情報を静岡市が調査することについて同意します。

受給者	フリガナ氏名			住所	電話 —	
	性別	生年月日	・	年1月1日現在の住所		
	児童との続柄	父・母・		1 同上 2 その他		
給	勤務先			電話 —		
	支払希望金融機関			加入医療保険	年分 所得税額	
	金融機関名			保険者名		
	支店名			記号・番号		
	口座番号			被保険者氏名	生活保護の受給 有・無	

児童	氏名	続柄	性別	生年月日	同居・別居(別居先住所)	所得税額
					・	( )
				・	( )	
				・	( )	
				・	( )	
				・	( )	

母子家庭等となった理由	1離婚 2遺棄 3死亡 4拘禁 5障害 6生死不明 7未婚 8海外 9その他
-------------	--

同居の親族	氏名	続柄	勤務先	名	所得税額

受付年月日	・	・
異動理由		
異動年月日	・	・
添付書類		
確認		

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）静岡市長  
次のとおり届け出ます。

		受給者証番号	
母子家庭等医療費助成金受給者証交付申請事項変更届出書			
受給者氏名		変更年月日	
住所変更	受給者	電話	
	受給対象者 (児童)	氏 名	別居先の住所
金融機関変更	新金融機関		支店
	新口座番号		
氏名変更		旧	新
	受給者		
	受給対象者 (児童)		
受給対象者 (児童) 変更	氏名	個人番号	変更事由
同居の親族変更	氏名	続柄	個人番号
			変更事由
個人番号変更		氏 名	個 人 番 号
	受給者		
	受給対象者 (児童)		
	同居の親族		
勤務先変更	電話		
加保 入 医 療 更 改	保 険 者	所 在 地	電 話
		名 称	コ ー ド
	記 号	番 号	被 保 険 者
受給要件 変 更	1 離婚 2 遺棄 3 死亡 4 拘禁 5 障害 6 生死不明 7 未婚 8 海外 9 その他		

(注) 受給者氏名欄には、受給者が署名し、又は記名押印してください。

様式第8号(第12条関係)

年 月 日

(宛先)静岡市長  
次のとおり届け出ます。

		受給者証番号	
母子家庭等医療費助成金受給資格喪失届出書			
受給者	氏名		生年月日 年 月 日
	住所		
喪失理由	受給者		児 童( )
	1 所得税課税 受給者 児童 扶養義務者	1 児童死亡 2 生活保護開始 3 医療保険資格喪失	
	2 転出( )	4 児童福祉施設等入所 ( )	
	3 受給対象者死亡	5 里親・保護受託者に委託	
	4 生活保護開始	6 父母のない児童でなくなった 養子縁組・父母出所・父母帰宅・父母 回復	
	5 医療保険資格喪失	7 その他( )	
	6 母子家庭等でなくなった 結婚・事実婚・出所・配偶者帰宅・配 偶者回復		
	7 その他( )		
喪失年月日	年 月 日		

様式第9号(第12条関係)

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名印

母子家庭等医療費助成金受給資格喪失通知書

次の理由により、母子家庭等医療費助成金の受給資格が喪失したので、通知します。  
また、母子家庭等医療費助成金受給者証を直ちに返還してください。

記

喪失者	1 世帯全員 2 児童のみ( )
喪失年月日	年 月 日
喪失理由	
備考	

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第10号(第13条関係)

年 月 日

(宛先)静岡市長  
次のとおり申請します。

		受給者証番号	
母子家庭等医療費助成金受給者証再交付申請書			
受給者	氏名		生年月日 . .
	住所		
再交付申請の理由	1 紛失		
	2 損傷		
	3 汚損		
	4 その他		
紛失等の年月日		年 月 日	

(注) 受給者氏名欄には、受給者が署名し、又は記名押印してください。

様式第11号(第14条関係)

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名印

母子家庭等医療費助成金受給資格取消通知書

次の理由により、受給対象者( )に係る母子家庭等医療費助成金の受給資格を取り消したので、通知します。

また、母子家庭等医療費助成金受給者証を直ちに返還してください。

記

取消しの理由	
備考	

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第12号(第15条関係)

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名印

母子家庭等医療費助成金返還命令書

次の理由により、母子家庭等医療費助成金の返還を命じます。

記

返 還 理 由	
返 還 金 額	円
内 訳	
備 考	

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第13号(第16条関係)

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

母子家庭等医療費助成金支給調整通知書

次の理由により、母子家庭等医療費助成金の支給を調整するので通知します。

支給調整の理由	
支給調整の方法	
備考	

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第1号 (第5条関係)

(平28規則46・全改)

様式第2号その1 (第5条関係)

様式第2号その2 (第5条関係)

様式第3号 (第6条関係)

(平16規則93・全改)

様式第4号 (第6条関係)

(平17規則80・一部改正)

様式第5号 (第8条関係)

(平16規則93・全改、平24規則44・平28規則46・一部改正)

様式第5号の2 (第8条関係) その1

(平16規則93・追加、平24規則44・一部改正)

様式第5号の2 (第8条関係) その2

(平16規則93・追加、平24規則44・一部改正)

様式第5号の2 (第8条関係) その3

(平16規則93・追加、平24規則44・一部改正)

様式第6号 (第10条関係)

(平16規則93・平18規則58・平24規則44・平28規則46・一部改正)

様式第7号 (第11条関係)

(平28規則46・全改)

様式第8号 (第12条関係)

(平16規則93・全改、平24規則44・一部改正)

様式第9号 (第12条関係)

(平16規則93・平17規則80・一部改正)

様式第10号 (第13条関係)

(平16規則93・平18規則58・平24規則44・一部改正)

様式第11号 (第14条関係)

(平16規則93・平17規則80・一部改正)

様式第12号 (第15条関係)

(平16規則93・平17規則80・一部改正)

様式第13号 (第16条関係)

(平16規則93・平17規則80・一部改正)